

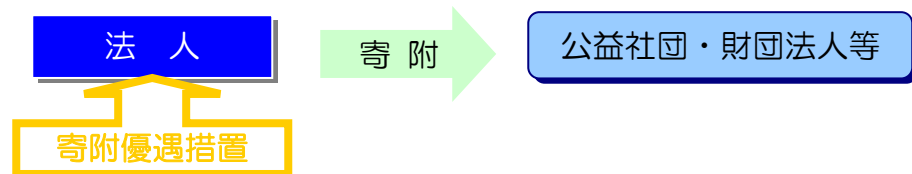
新制度における主な課税の取扱いについて

I 寄附税制(寄附を行った者に係る税制)

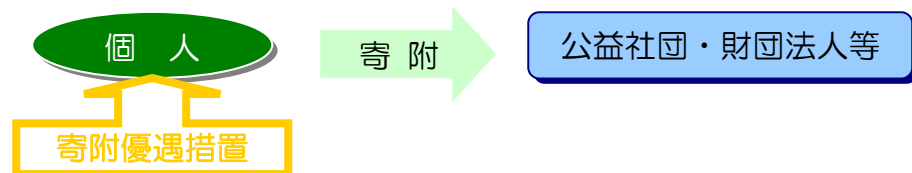
			公益社団・財団法人	特例民法法人	一般社団・財団法人
国 税	法人税	特定公益増進法人	○該当	○主務大臣の認定を受けたもの等が該当 (約25,000法人中約900法人)	-
			○特定公益増進法人等に対する寄附金は、 <u>損金算入限度額に達するまでの金額を損金算入</u> (損金算入限度額については下図参照)		
	所得税	特定公益増進法人	○該当	○主務大臣の認定を受けたもの等が該当	-
		○特定公益増進法人等に対する寄附金は、 <u>(寄附額-5,000円)を所得控除</u> ○寄附額は寄附をした個人の所得の40%相当額が限度			
		個人が財産を寄附した場合の譲渡所得等の非課税(注)	○特例措置の対象	○特例措置の対象	○特例措置の対象 (非営利性が徹底された法人のみ)
	相続税	個人が相続財産を寄附した場合の相続税の非課税	○特例措置の対象	○主務大臣の認定を受けたもの等が特例措置の対象	-
地方 税	道府県 税	事業税 所得割	-	-	-
		※課税標準が法人税の所得の計算の例によって算定した所得であるため、特定公益増進法人等に対する寄附金の損金算入によって所得が減少した場合、事業税所得割額も減少する			
	道府県税・市町村税	法人住民税 法人税割	-	-	-
		※課税標準が法人税額であるため、特定公益増進法人等に対する寄附金の損金算入によって法人税額が減少した場合、法人税割額も減少する			
		個人住民税 所得割	○公益社団・財団法人に対する寄附金が対象	○主務大臣の認定を受けた特定公益増進法人に対する寄附金が対象	-
		都道府県又は市区町村が条例により指定した寄附金に係る寄附優遇措置	○次の金額を、寄附をした個人の個人住民税所得割の額から控除(税額控除) ・都道府県が条例で指定した寄附金…(寄附額-5,000円)×4% ・市区町村が条例で指定した寄附金…(寄附額-5,000円)×6% ※都道府県及び市区町村が重複して指定した寄附金…(寄附額-5,000円)×10% ○寄附額はその個人の所得の30%相当額が限度		

【寄附税制の適用が想定される場面】

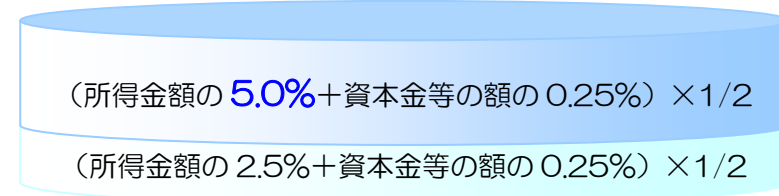
< (国税) 法人税、(地方税) 法人住民税法人税割 >



< (国税) 所得税・相続税、(地方税) 個人住民税所得割 >



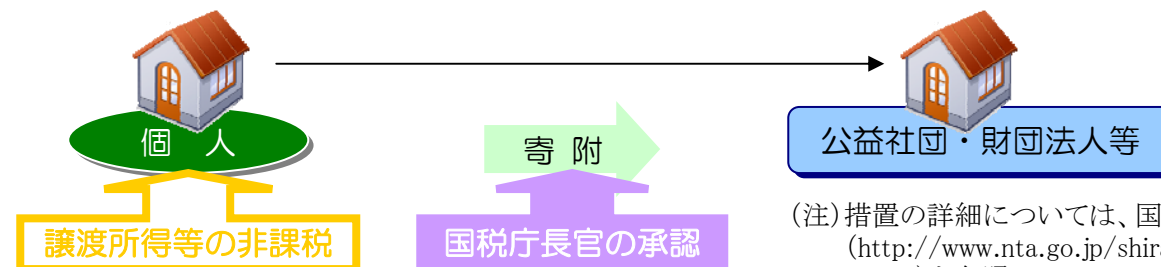
【損金算入限度額 (株式会社の例)】



特定公益増進法人等に対する寄附金の特別損金算入限度額
(平成 20 年度税制改正において2.5%から 5.0%に拡充)

← 一般寄附金の損金算入限度額
(上記の限度額を超える特定公益増進法人に対する寄附金の額と一般寄附金の額とを対比するもの)

【個人が財産を寄附した場合の譲渡所得等の非課税 (租税特別措置法第40条)】



(注) 措置の詳細については、国税庁作成の資料
(<http://www.nta.go.jp/shiraberu/ippanjoho/pamph/pdf/7230-37.pdf>)を参照。

II 法人自らに係る税制

			公益社団・財団法人	特例民法法人	一般社団・財団法人		
					非営利型法人 (注1)	左記以外の法人	
国 税	法人税	課税対象(注2)	○収益事業についてのみ課税 ○認定法上の公益目的事業は収益事業から除外し、非課税	○収益事業についてのみ課税	○収益事業についてのみ課税	○収益事業についてのみ課税	○全所得課税 (普通法人)
		みなし寄附	○収益事業に属する資産のうちから、自らの公益目的事業に支出した金額は、その収益事業に係る寄附金の額とみなし、損金算入	○収益事業に属する資産のうちから、自らの収益事業以外の事業に支出した金額は、その収益事業に係る寄附金の額とみなし、損金算入	○収益事業に属する資産のうちから、自らの収益事業以外の事業に支出した金額は、その収益事業に係る寄附金の額とみなし、損金算入	—	—
		損金算入限度額	○所得の50%に相当する金額又は公益法人特別限度額(注3)のいずれか大きい方	○所得の20%に相当する金額	○所得の20%に相当する金額	—	—
		税率	○30% (年800万円以下の所得については18%(注4))	○22% (年800万円以下の所得については18%(注4))	○22% (年800万円以下の所得については18%(注4))	○30% (年800万円以下の所得については18%(注4))	○30% (年800万円以下の所得については18%(注4))
	所得税	利子・配当等に係る源泉所得税(注5)	○非課税	○非課税	○非課税	○課税	○課税
		税率	—	—	—	○利子等…15% ○配当等…20%	○利子等…15% ○配当等…20%
	登録免許税	法人登記に係る登録免許税	○非課税	○非課税	○非課税	○課税	○課税
		税率	—	—	—	○主たる事務所の所在地においてする、 ・設立登記は6万円 ・役員変更登記は1万円 ○従たる事務所の所在地においてする設立登記は9千円	○主たる事務所の所在地においてする、 ・設立登記は6万円 ・役員変更登記は1万円 ○従たる事務所の所在地においてする設立登記は9千円
	印紙税	定款	○非課税	○非課税	○非課税	○非課税	○非課税
		金銭又は有価証券の受取書	○非課税	○非課税	○非課税	○非課税	○非課税
	消費税	課税対象	○課税資産の譲渡等 (法令に基づき行う一定の役務の提供については非課税)	○課税資産の譲渡等 (法令に基づき行う一定の役務の提供については非課税)	○課税資産の譲渡等 (法令に基づき行う一定の役務の提供については非課税)	○課税資産の譲渡等 (法令に基づき行う一定の役務の提供については非課税)	○課税資産の譲渡等 (法令に基づき行う一定の役務の提供については非課税)
		仕入控除税額の計算の特例	○適用	○適用	○適用	○適用	○適用

(注1) ①非営利性が徹底された法人及び②共益的活動を目的とする法人。以下同じ。

(注2) 収益事業の類型は、法人税法施行令第5条で規定。

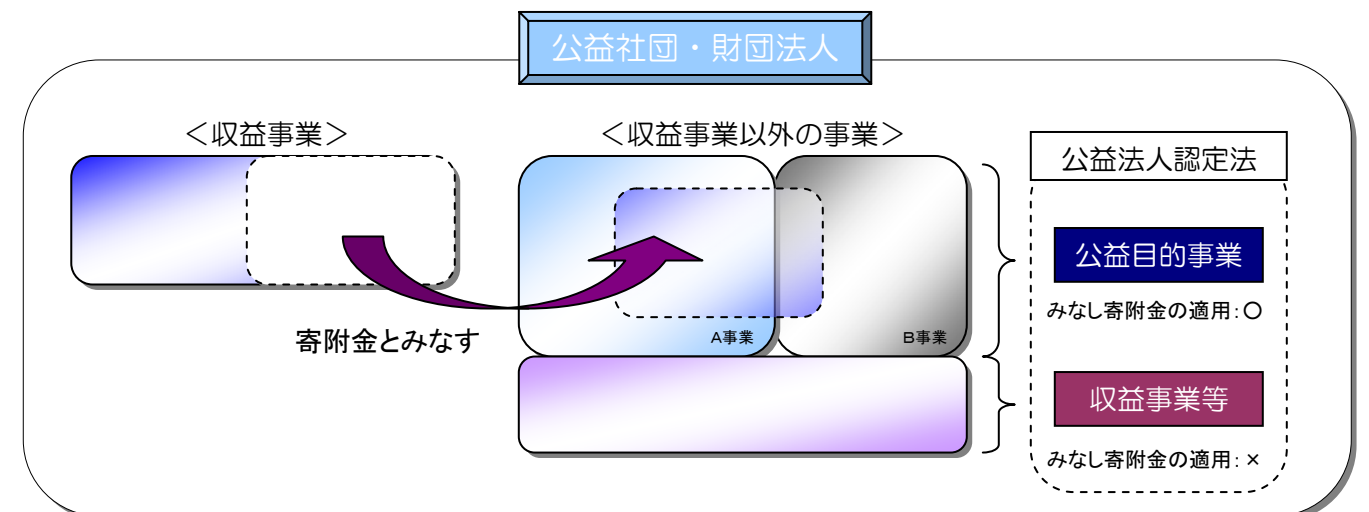
(注3) 公益法人特別限度額(その公益目的事業の実施のために必要な金額)の計算に当たっては、特定費用準備資金や公益資産取得資金として将来の公益目的事業の支出に備えて積み立てた額も必要な金額に含まれる。

(注4) 平成23年3月31日までの間に終了する各事業年度の所得について適用。

(注5) 利子・配当等が法人税の課税対象となる場合には、その源泉所得税について、所得税額控除制度の適用あり。

○地価税は、現在課税が停止されているため、省略

【みなし寄附(公益社団・財団法人の場合)】



				公益社団・財団法人	特例民法法人	一般社団・財団法人		
						非営利型法人	左記以外の法人	
地方 道 府 県 税	法人住民税 均等割	納税義務者等		○博物館設置法人、学術研究法人は非課税 (収益事業を行う場合は課税) ○その他の法人は課税	○博物館設置法人、学術研究法人は非課税 (収益事業を行う場合は課税) ○その他の法人は課税	○課税		
		標準税率		○最低税率 (2万円)	○最低税率 (2万円)	○最低税率 (2万円)		
	法人住民税 法人税割 (注1)	課税対象		○法人税額 (収益事業についてのみ課税、認定法上の公益 目的事業は収益事業から除外し、非課税)	○法人税額 (収益事業についてのみ課税)	○法人税額 (収益事業についてのみ課税)	○法人税額 (全所得課税)	
		標準税率		○5%	○5%	○5%		
	法人住民税 利子割	課税標準		○非課税	○非課税	○利子等の額		
		税率		—	—	○5%		
	事業税 (注1) (注2) (注3)	所得割		○収益事業についてのみ課税 ○認定法上の公益目的事業は収益事業から除外 し、非課税	○収益事業についてのみ課税	○収益事業についてのみ課税	○全所得課税 (普通法人)	
		標準税率		○所得年400万円以下の場合は2.7% ○所得年400万円超800万円以下の場合は4% ○所得年800万円超の場合は5.3%	○所得年400万円以下の場合は2.7% ○所得年400万円超800万円以下の場合は4% ○所得年800万円超の場合は5.3%	○所得年400万円以下の場合は2.7% ○所得年400万円超800万円以下の場合は4% ○所得年800万円超の場合は5.3%		
		外形標準課税		—	—	—		
	地方消費税	課税標準		○消費税額	○消費税額	○消費税額		
		税率		○25% (消費税率換算1%)	○25% (消費税率換算1%)	○25% (消費税率換算1%)		
	不動産取得 税	非課税の範囲等		○幼稚園において直接保育の用に供する不動産、 医療関係者の養成所において直接教育の用に 供する不動産、図書館、博物館において直接そ の用に供する不動産、一定の社会福祉事業の 用に供する不動産、学術研究法人が直接その研 究の用に供する不動産、等につき非課税 ○重要無形文化財の公演のための施設の用に供 する不動産について課税標準を1/2とする(注4)	○幼稚園において直接保育の用に供する不動産、 医療関係者の養成所において直接教育の用に 供する不動産、図書館、博物館において直接そ の用に供する不動産、一定の社会福祉事業の 用に供する不動産、学術研究法人が直接その研 究の用に供する不動産、等につき非課税	○医療関係者の養成所 において直接教育の 用に供する不動産に つき非課税	—	
標準税率(注5)			○4%	○4%	○4%			

(注1) 収益事業の類型は、法人税法施行令第5条で規定。

(注2) 地方法人特別税は、消費税を含む税体系の抜本的な改革が行われるまでの暫定措置として、事業税の一部を分離したもの。

(注3) 事業税の上記標準税率及び地方法人特別税は、平成20年10月1日以降開始する各事業年度について適用。

(注4) 不動産の取得が平成23年3月31日までに行われた場合に適用。

(注5) 平成24年3月31日までの間に住宅または土地の取得が行われた場合における不動産取得税の標準税率は3%。

				公益社団・財団法人		特例民法法人		一般社団・財団法人			
								非営利型法人	左記以外の法人		
地方税	市町村税	法人住民税均等割	納税義務者等	○博物館設置法人、学術研究法人は非課税 (収益事業を行う場合は課税) ○その他の法人は課税	○博物館設置法人、学術研究法人は非課税 (収益事業を行う場合は課税) ○その他の法人は課税	○課税					
			標準税率	○最低税率 (5万円)	○最低税率 (5万円)	○最低税率 (5万円)					
		法人住民税法人税割	課税対象(注1)	○法人税額 (収益事業についてのみ課税、認定法上の公益目的事業は収益事業から除外し、非課税)	○法人税額 (収益事業についてのみ課税)	○法人税額 (収益事業についてのみ課税)	○法人税額 (収益事業についてのみ課税)	○法人税額 (全所得課税)			
			標準税率	○12.3%	○12.3%	○12.3%					
		固定資産税	非課税の範囲等	○幼稚園において直接保育の用に供する固定資産、医療関係者の養成所において直接教育の用に供する固定資産、図書館、博物館において直接その用に供する固定資産、一定の社会福祉事業の用に供する固定資産、学術研究法人が直接その研究の用に供する固定資産、等につき非課税 ○その所有する重要無形文化財の公演のための施設の用に供する土地及び家屋について課税標準を1/2とする(注2)	○幼稚園において直接保育の用に供する固定資産、医療関係者の養成所において直接教育の用に供する固定資産、図書館、博物館において直接その用に供する固定資産、一定の社会福祉事業の用に供する固定資産、学術研究法人が直接その研究の用に供する固定資産、等につき非課税	○医療関係者の養成所において直接教育の用に供する固定資産につき非課税	-		○一般社団・財団法人に移行した法人に関し、特例民法法人からの移行時に非課税であった固定資産について平成25年度まで非課税措置を継続		
				標準税率	○1.4%	○1.4%	○1.4%				
	都市計画税	非課税の範囲等	○幼稚園において直接保育の用に供する土地及び家屋、医療関係者の養成所において直接教育の用に供する土地及び家屋、図書館、博物館において直接その用に供する土地及び家屋、一定の社会福祉事業の用に供する土地及び家屋、学術研究法人が直接その研究の用に供する土地及び家屋、等につき非課税 ○その所有する重要無形文化財の公演のための施設の用に供する土地及び家屋について課税標準を1/2とする(注2)	○幼稚園において直接保育の用に供する土地及び家屋、医療関係者の養成所において直接教育の用に供する土地及び家屋、図書館、博物館において直接その用に供する土地及び家屋、一定の社会福祉事業の用に供する土地及び家屋、学術研究法人が直接その研究の用に供する土地及び家屋、等につき非課税	○医療関係者の養成所において直接教育の用に供する土地及び家屋につき非課税	-		○一般社団・財団法人に移行した法人に関し、特例民法法人からの移行時に非課税であった土地及び家屋について平成25年度まで非課税措置を継続			
			税率(条例で定める)	○0.3%以下	○0.3%以下	○0.3%以下					
	事業所税	資産割・従業者割(注1)	○収益事業についてのみ課税	○収益事業についてのみ課税	○収益事業についてのみ課税	○収益事業についてのみ課税		○すべての事業について課税			
			○認定法上の公益目的事業は収益事業から除外	-	-	-		-			
		税率	○資産割は600円/㎡ (事業所床面積) ○従業者割は0.25% (従業者給与総額)	○資産割は600円/㎡ (事業所床面積) ○従業者割は0.25% (従業者給与総額)	○資産割は600円/㎡ (事業所床面積) ○従業者割は0.25% (従業者給与総額)	○資産割は600円/㎡ (事業所床面積) ○従業者割は0.25% (従業者給与総額)					

(注1) 収益事業の類型は、法人税法施行令第5条で規定。

(注2) 平成21年度分及び平成22年度分について適用。

○特別土地保有税については、現在課税が停止されているため、省略